

レセ電通信医 2019007 号  
令和元年 9 月 9 日

レセプト電算処理医科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会医療保険部

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）の  
厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」（平成 20 年厚生労働省告示第 95 号）が、令和元年 9 月 3 日付け厚生労働省告示第 104 号をもって一部改正されたことに伴い、厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）に掲載されているオンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）（以下「記録条件仕様」という。）が、下記のとおり更新されましたのでお知らせします。

#### 記

#### ○ 更新内容

記録条件仕様の「別表 2 7 診療区分コード」に次の項目が追加された。

#### 【追加項目】

- 「0 2 4 5 キザルチニブ塩酸塩」
- 「0 2 4 6 エヌトレクチニブ」
- 「0 2 4 7 パチシランナトリウム」
- 「0 2 4 8 ラブリズマブ」